

大阪府汚染土壌処理業に関する指針（案）（概要）

【目的及び経緯】

平成 29 年 5 月の土壌汚染対策法の改正を踏まえ、同法との整合を図るとともに、府域の状況に応じたより効果的な土壌汚染対策を実施するため、平成 31 年 3 月に大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例を公布しました。

この条例改正により、汚染土壌処理業の許可を受けようとする者が汚染土壌処理施設の設置等を行う際に周辺地域の生活環境の保全についての適正な配慮を行うことを促進するため、知事は許可の申請に関する指針を定め公表することとしましたので、このたび、「大阪府汚染土壌処理業に関する指針（案）」を作成しました。

【指針の概要】

1 目的

土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業に係る許可の申請をしようとする者が執るべき手続等を定めることにより、汚染土壌処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全についての適正な配慮を促進する。

2 対象

次に掲げる許可を申請しようとする者

(1) 土壌汚染対策法第22条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可

(2) 土壌汚染対策法第23条第1項の規定による変更の許可

(ただし、処理能力を減少させる変更であって新たに周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがないものその他変更の実施により新たに周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがないものを除く)

3 手続きの流れ

別紙のとおり

【その他】

「大阪府汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針」（平成21年10月23日大阪府告示第1604号）は廃止する。

汚染土壌処理業に関する指針に基づく手続きの流れ

